

小諸市自治基本条例を踏まえた具体的取組事例

第 3 章 市政運営

(市長の公約)

第 17 条 市長は、選挙時の公約を総合計画に反映させます。

2 市長は、前項に掲げた公約が検証可能な場合は、年 1 回以上その達成状況を市民に分かりやすく公表します。

【逐条解説】

市長選挙立候補者が掲げる公約は、一般的な公約と、政策の理念と目標を明確にし、その達成の期限や予算を示した検証可能な公約（マニフェスト）とがあります。どのような公約を作成するかは、候補者の持つ権利であり、また、どの公約を選択するかは市民が持つ権利です。しかしながら、当選した際、市長には、掲げた公約を実現していく責任があります。

1 項では、市民が信託した公約の実効性を高めていくものとして、公約を総合計画に反映させることを規定しています。なお、小諸市では、平成 20 年度策定の総合計画から、その計画年を市長任期に合わせたものとしています。

2 項では、検証可能な公約を掲げた場合に、その達成状況を年 1 回以上公表することとして、情報提供の責任を果たすものとしています。また、検証可能ではない、いわゆる公約の場合は、その公約自体の検証が難しいことから、総合計画に反映させ、行政評価等を実施して市民に公表することにより達成状況に関する情報提供の責任を果たすこととなります。

【取組事例等】

(1) 市長公約の総合計画への反映

①平成 20 年度～平成 23 年度

- ・平成 20 年 4 月の市長選挙における「市長マニフェスト」を、「第 8 次基本計画」（平成 21 年度～平成 24 年度）に反映させました。

②平成 24 年度～平成 27 年度

- ・平成 24 年 4 月の市長選挙における「市長公約」を、「第 9 次基本計画」（平成 25 年度～平成 28 年度）に、次のように反映させました。

(ア) まちづくり【自然と文化、生活が織りなす交流空間】

㊦市立図書館の単独建設

【施策 1-3】市民が主体的に学べる生涯学習の場を提供します

【主な事務事業】新図書館建設準備事業、図書館費運営費

【施策7-4】庁内サービスの向上を図ります

【主な事務事業】新庁舎整備事業

④歴史・伝統・風情の保存事業

【施策1-3】市民が主体的に学べる生涯学習の場を提供します

【主な事務事業】文化財保護活用事業、史料館等管理事業

⑤デマンドタクシー制度の創設

【施策3-3】高齢者が健康で地域で安心して暮らせるための自立支援を進めます

【主な事務事業】在宅福祉サービス事業（小諸すみれ号の補完として、高齢者タクシー利用助成制度を実施予定）

(イ) 子育て支援【未来を担う子どもたちは、小諸の宝】

⑥老朽化した小学校の建設

【施策1-1】梅花教育を推進します

【主な事務事業】学校給食及び学校改築計画策定事業

⑦自校給食の堅持

【施策1-1】梅花教育を推進します

【主な事務事業】学校給食及び学校改築計画策定事業、給食運営事業

⑧全小学校単位で児童館の整備

【施策1-2】子育て環境を整備します

【主な事務事業】児童施設運営事業（学校建設計画と合わせて、児童館整備計画を策定予定）

⑨中学3年まで医療費の無料化

【施策1-2】子育て環境を整備します

【主な事務事業】障害者福祉医療等給付事業

⑩第2子以上の保育料引下げ

【施策1-2】子育て環境を整備します

【主な事務事業】保育所費運営費、私立保育園運営事業

⑪奨学金制度の貸与額を拡大

【施策1-2】子育て環境を整備します

【主な事務事業】小諸市奨学資金特別会計（制度の研究中）

(ウ) 産業振興【民間企業経営者の感覚を生かして】

⑫生産・加工・販売が連携した6次産業の展開

【施策5-1】夢の持てる農業に向けた6次産業化を進めます

【主な事務事業】六次産業化推進事業

①自然エネルギーの活用で、新たな産業と雇用創出

【施策2-3】省エネルギー政策を推進し、再生可能エネルギーの普及を促進します

【主な事務事業】環境対策費運営費

(2) 市長公約・市長マニフェストの達成状況の公表

①平成20年度～平成23年度

- ・平成20年4月の市長選挙における「市長マニフェスト」について、達成状況を「広報こもろ」及び市公式ホームページで公表しました。

②平成24年度～平成27年度

- ・平成24年4月の市長選挙における「市長公約」については、公約に基づく事業等の実現の都度、「広報こもろ」等により公表しています。
- ・なお、平成24年4月の市長選挙における「市長公約」は、いわゆる「マニフェスト」ではないため、「逐条解説」にあるとおり、「公約」を「総合計画」に反映させた上で、第18条第3項の規定により公表していくこととなります。

(総合計画)

第18条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想及び基本計画から構成される総合計画を策定します。

- 2 市長は、総合計画の策定にあたっては、あらかじめ計画に関する情報を市民に提供し、市民の意見を反映させます。
- 3 市長は、総合計画の内容及び進捗状況に関する情報を年1回以上市民に分かりやすく公表します。
- 4 市長は、社会経済情勢の変化に的確かつ迅速に対応するため、必要に応じて総合計画を見直します。

【逐条解説】

地方自治法には、市町村は、総合的かつ計画的な行政運営を図るために、基本構想を定め、これに即して事務を処理することと規定されています。自治基本条例では、この規定に基づき、基本構想だけでなく具体的な施策を記した基本計画も含めたものを総合計画として位置づけ、これを策定することにより計画的な市政運営を推進していくことを規定しています。

第2項では、総合計画の策定にあたっては、市長が計画に関する情報を説明会、公聴手続などによって市民に積極的に提供することで意見を伺い、その意見を総合計画に反映させていくことを規定しています。

第3項では、策定した総合計画について、進捗状況も含めて、市民に分かりやすく情報を提供することを規定しています。

第4項では、総合計画が複数年にわたるものであることから、社会情勢や市民ニーズの変化に迅速に対応するため、その内容について検証し、必要であれば見直しを実施していくことを規定しています。

【取組事例等】

(1)「第4次基本構想・第8次基本計画」に係る取組み

①「第4次基本構想・第8次基本計画」の策定（平成20年12月定例市議会議決）

- ・計画期間：第4次基本構想 平成21年～平成28年
第8次基本計画 平成21年～平成24年
- ・時代の潮流に迅速に対応するとともに市長の任期と計画との整合性を図るため、計画期間を「基本構想」は従来の15年から8年に、「基本計画」は従来の5年から4年に、それぞれ短縮しました。また、「市長マニフェスト」を「基本計画」に反映させることにより、マニフェストの実効性を担保することとしました。

②策定にあたっての市民の意見の反映

- ・市で取り組んでいる様々な課題やまちづくりの進め方について、市民の意識や要望等を把握するため、平成19年11月、「こもろ・まちづくり市民意識調査」（20歳以上の市民2,000人を無作為抽出）を実施しました。
- ・若い年代を中心とした人口の流出という課題に取り組んでいくため、平成20年3月、「転入者・転出者を対象としたアンケート」を実施しました。
- ・様々な分野で活動しているグループや幅広い年齢層から意見を聞くため、「グループインタビュー」（7団体：（社）小諸青年会議所、小諸商工会議所、小諸女性ネット、小諸市文化協会、NPO法人町並み研究会、小諸市観光協会、小諸市PTA連合会）と「市内の高校生との座談会」を実施しました。

③「第8次基本計画」の改訂（平成23年4月）

- ・平成23年4月、計画発効から2年が経過し、個別事業が増加していることを踏まえて、「第8次基本計画」の改訂（個別事業の追加）を行いました。

④進捗状況等の公表

- ・「第8次基本計画」の「個別事業実施計画」について評価及び進行管理を行い、その結果を公表しました。
- ・具体的には、あらかじめ実施した行政内部での評価結果を基本としながら、外部の識者から構成される「小諸市総合計画審議会」において個別事業の評価及び進行管理を行い、その結果を市公式ホームページで公表しました。

(2)「第9次基本計画」に係る取組み

①「第9次基本計画」の策定（平成25年3月定例市議会議決）

- ・計画期間：平成25年度～平成28年度
- ・これまでの総合計画が、様々な努力を重ねながらも結局は形骸化してしまったという実態を踏まえ、「第9次基本計画」の策定にあたっては、その改善策を探る一環として、「計画・予算・評価・人事などの様々なマネジメントシステムが連携して機能する『トータル・システム』の構築をめざし、現状の診断から、課題と解決策を分析する」という「トータル・システム診断」を実施しました。この診断により、「計画よりも、予算が極端に重視されていること」「計画はあるが、展開と評価の仕組みが欠落していて、継続的な業務改善が行われていないこと」「事業の実施にあたって、その事業の目的や目標を含め、計画というものが意識されず、事業の実施そのものが目的化してしまっていること」などが明らかになりました。
- ・このため、「第9次基本計画」では、「それぞれの施策や事業について、その目的を明確に意識し、計画期間内にどこまでやるかという目標を設定すること」「評価の基準を、進行状況の評価から、経済性・効率性・有効性の評価に変えること」「予算編成の前には、必ず事業実施計画を策定すること」などをあらためて確認し、庁内で共有した上で、今後4年間のめざすべき「方向性」を明らかにし、その実現のために「政策」を立案し、「政策」を実現するための手段として「施策」を立案し、「施策」を実現するための手段として「事業」を立案するという策定プロセスをたどることにより、「政策」「施策」「事業」のそれぞれが「目的と手段」という因果関係で相互に結び付いているということを明確に意識し、体系付けを行いました。

②策定にあたっての市民の意見の反映

- ・市で取り組んでいる様々な課題やまちづくりの進め方について、市民の意識や要望等を把握するため、平成24年7月、「こもろ・まちづくり市民意識調査」（16歳以上の市民2,000人を無作為抽出）を実施しました。その結果は、市役所の「行政情報コーナー」及び市公式ホームページで公表するとともに、概要を「広報こもろ」平成24年11月号に掲載しました。
- ・様々な分野の団体から多様な意見を聞くため、平成24年7月～8月、「関係団体意見交換会」（芦原中学校PTA、小諸市文化協会、小諸女性ネット、こもろはす倶楽部、エコロジー・エネルギー研究会、小諸市健康づくり推進協議会、小諸市民生児童委員協議会、小諸市区長会、各まちづくり推進協議会、NPO法人町並み研究会、佐久浅間農業協同組合、小諸商工会議所、小諸市観光協会、(社)小諸青年会議所）を実施しました。

③策定経過等の公表

- ・策定経過等について、「広報こもろ」平成24年11月号、平成25年3月号、4月号及び5月号並びに市公式ホームページで公表しました。

④進捗状況等の公表

- ・進捗状況等については、次のとおり平成25年度決算分から公表していきます。
- ・「第9次基本計画」においては、予算の段階で「実施計画書兼事業説明書」を、決算の段階で「成果説明書」を、それぞれ作成することとしています。
- ・この「成果説明書」は、(1)まず、所管する部署において、実績に基づく評価や今後の取組みについてダイアログを行った上で作成し、「夏季政策戦略立案会議」(サマーレビュー)において市としての最終的な評価や今後の方向性を決定します。(2)次に、これを「総合計画審議会」へ報告し、承認を得ます。(3)その後、決算の審議に付すため、9月定例会市議会へ提出します。
- ・以上の過程を経た後、行政情報コーナーへの備付けや市公式ホームページへの掲載等の方法により公表する予定です。

(財政運営)

第19条 市長は、総合計画に基づく予算の編成及び執行を行い、最少の経費で最大の効果をあげるよう、健全な財政運営に努めます。

2 市議会及び市の執行機関は、予算及び決算その他市の財政に関する情報を市民に分かりやすく公表します。

【逐条解説】

財政運営は、政策展開の最上位に位置づけられる総合計画に基づき、計画的に行われなければなりません。ここでは、限られた財源を有効に活用することによる健全財政への努力を規定しています。

第2項では、市政運営の透明性の確保と市政への市民参加のための情報提供として、財政に関する情報を分かりやすく公表することを規定しています。議会においても会計監査を実施することから、市議会による公表も規定しています。

【取組事例等】

(1) 総合計画に基づく予算の編成と執行

①「第8次基本計画」における取組み

- ・「第8次基本計画」では、その体系に基づいて作成した「個別事業実施計画」について、政策会議によるヒアリングを行い、翌年度以降の事業のあり方や方向性についての議論を踏まえて、予算編成及び予算執行を行いました。
- ・なお、「第8次基本計画」では、「個別事業実施計画」の事業の単位が、予算上の事業と必ずしも一致していないという問題点がありました。

②「第9次基本計画」による取組み

- ・「第9次基本計画」では、「計画～予算～実施～評価～改善」を一連の流れとして捉えるとともに、そのプロセスの中で「人材育成」を図り、将来的には「人事評価」までトータルに運用する「行政マネジメントシステム」の構築をめざしながら、「第9次基本計画」の着実な運用を図っていくこととしています。
- ・「第9次基本計画」では、「実施計画」の事業の単位が、予算上の事業と完全に一致しており（ただし、予算計上を伴わない、いわゆる「ゼロ予算」事業は除く。）、予算編成に先立って、必ず「実施計画」を更新した上で、政策会議によるヒアリングを行い、それらに基づいて予算編成及び予算執行を行うこととしています。なお、実務上使用するコンピュータ・システムも同様の考え方のもとに構築しており、職員が好むと好まざるとにかかわらず、「総合計画に基づく予算の編成と執行」を行う仕組みとなっています。

③「予算編成方針」及び「予算執行方針」の策定

- ・健全で効果的、効率的な財政運営を図るため、毎年度、「予算編成方針」及び「予算執行方針」を策定し、庁内に周知しています。

(2) 予算及び決算の状況の公表

①予算の状況の公表

- ・毎年度、「広報こもろ」の、当初予算は4月号で、補正予算は市議会での議決の都度、概要を公表しています。
- ・市公式ホームページでは、当初予算の状況（「広報こもろ」より詳しい内容）を公表しています。

②決算の状況の公表

- ・毎年度、「広報こもろ」10月号及び市公式ホームページで、決算の状況を公表しています。

(3) その他の財政に関する情報の公表

①財政状況の公表

- ・地方自治法第243条の3第1項及び「小諸市財政状況の公表に関する条例」に基づいて、毎年度、5月及び11月の2回、収入及び支出の概況などの財政状況について公表しています。
- ・公表は、「小諸市公告式条例」第2条に規定する市内6か所の掲示場への文書の掲示のほか、「広報こもろ」6月号及び11月号への要旨の掲載などにより行っています。

②健全化判断比率4指標及び公営企業資金不足比率の公表

- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法／平成21年4月に全面施行）に基づき、毎年度、健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債

費比率・将来負担比率)及び公営企業ごとの資金不足比率を、監査委員の審査に付した上で、市議会に報告し、公表しています。

- ・公表は、「広報こもろ」10月号への概要の掲載などにより行っています。

③新地方公会計制度に基づく財務諸表の公表

- ・小諸市では、将来にわたって健全な財政運営をしていくための資料として、平成11年度から貸借対照表等を作成し、公表してきましたが、平成20年度決算から新地方公会計制度に基づく財務4表を作成し、公表しています。
- ・公表は、「広報こもろ」及び市公式ホームページへの掲載により行っています。

④長期財政試算の公表

- ・大型重要事業の計画・実施を踏まえ、平成20年度から、小諸市の向こう10年程度の財政状況についてシミュレーションを行い、「長期財政試算」として公表しています。
- ・公表は、「広報こもろ」及び市公式ホームページにより行っているほか、地区懇談会や事業説明会などの際にも説明しています。

(行政評価)

第20条 市の執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、市民参加による行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策等に反映します。

【逐条解説】

効率的、効果的な行政運営を推進していくためには、実施した事業の評価を確実に実施し、見直し、その結果を総合計画の進行管理や予算編成などに反映させていくことが必要です。行政評価を確実に行うことにより、計画、実施、評価、見直しといったサイクルを定着させる規定になります。また、市の執行機関が行う自己評価ではなく、市民参加による評価を実施し、情報共有の原則から、その結果を市民に分かりやすく公表することを規定しています。

なお、小諸市では現在、行政評価実施のための要綱等がありませんので、この規定に基づき、今後、行政評価の仕組みを整備していくことになります。

【取組事例等】

(1)「事業仕分け」の実施

- ・市民との情報共有や行政の透明性の確保を図ることを主な目的に、その事業が本来の目的に照らして本当に必要かどうか、必要であれば正しい手段で有効に行われているかどうかを、市民及び外部の識者を交えて公開の場で議論する「事業仕分け」を2回実施しました。

平成22年11月：試行的に8事業を実施

平成23年10月：12事業を実施

- ・事業仕分け結果及びそれを踏まえた市の対応方針等は、「広報こもろ」及び市公式ホームページで公表しました。また、「テレビ版広報こもろ」でも放映しました。
- ・平成24年度は、「第9次基本計画」の策定プロセスの中で、基本計画に盛り込む政策や施策、それに基づく各事業の目的や目標を明確化する議論を活発にし、それらを通じて事業の見直しを進めることとし、「事業仕分け」は実施しないこととしました。

(2)「行政マネジメントシステム」による評価の実施

- ・第18条（総合計画）及び第19条（財政運営）の「取組事例等」に記述したとおり、現在の「第9次基本計画」では、「計画～予算～実施～評価～改善」を一連の流れとして捉えるとともに、そのプロセスの中で「人材育成」を図り、将来的には「人事評価」までトータルに運用する「行政マネジメントシステム」の構築をめざしながら、「第9次基本計画」の着実な運用を図っていくこととしており、第20条に規定する「行政評価」についても、そうした一連のプロセスの中で行っていくこととしています。

(附属機関等)

第21条 市の執行機関は、附属機関等を組織する場合、原則として市民からの公募による委員を参加させます。

2 市の執行機関は、附属機関等の委員構成について、その機関の目的に応じて男女の比率、他の附属機関等との重複を十分考慮の上、多様な人材を登用します。

3 市の執行機関は、附属機関等の会議に市民が参加しやすいよう、時間、場所その他開催方法等に配慮します。

4 市の執行機関は、附属機関等の会議を原則として公開します。

【逐条解説】

地方自治法に規定されている総合計画や都市計画の審議会などの附属機関へ委員として加わることも市民参加の一つの方法です。ここでは、市の執行機関が附属機関等を組織する場合には、原則として市民からの公募による委員を加えることを規定し、市民が市政へ参加する権利を確保しています。

第2項では、附属機関の構成については、その目的により男女の比率や他の附属機関の重複などに留意し、中立な立場で多様な人材の登用に努めることを規定しています。

第3項では、附属機関等の会議の時間や場所などの設定により、予め参加する人が限定されるものではなく、多くの市民が参加を検討できるよう開催方法等に配慮することを規定してい

ます。

第4項では、附属機関の委員としてだけでなく、会議の傍聴や会議録等を見るといった形の市政参加の権利確保のため、原則として会議を公開することを規定しています。

【取組事例等】

(1) 委員の公募（第5条の取組事例等に記述したものと同内容です。）

地方自治法に規定されている審議会などの附属機関やその他の懇話会などを組織する場合、原則として、市民からの公募による委員を加えることとしました。

市民からの公募による委員を加えた附属機関等には、次のようなものがあります。

①自治基本条例施行後に新設したもの（既に廃止されているものを含む。）

○条例

- ・小諸市景観審議会（小諸市景観条例）

○要綱

- ・小諸市保育計画検討委員会（小諸市保育計画検討委員会要綱）
- ・新ごみ焼却施設市民検討会議（新ごみ焼却施設市民検討会議設置要綱）
- ・小諸市庁舎整備基本構想策定委員会（小諸市庁舎整備基本構想策定委員会要綱）
- ・小諸市新庁舎等建設市民懇話会（小諸市新庁舎等建設市民懇話会要綱）
- ・小諸市自治基本条例を考える市民討議会（小諸市自治基本条例を考える市民討議会要綱）

②自治基本条例施行後に改正したもの（既に廃止されているものを含む。）

○条例

- ・小諸市情報公開審査会（小諸市情報公開条例）
- ・小諸市特別職報酬等審議会（小諸市特別職報酬等審議会条例）
- ・小諸市防災会議（小諸市防災会議条例）
- ・小諸市総合計画審議会（小諸市総合計画審議会条例）
- ・小諸市男女共同参画審議会（小諸市男女共同参画推進条例）
- ・小諸市国民健康保険運営協議会（小諸市国民健康保険条例、小諸市国民健康保険運営協議会委員公募要綱）
- ・小諸市廃棄物減量・再資源化等推進市民会議（小諸市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例）
- ・小諸市環境審議会（小諸市環境条例）
- ・小諸市交通対策委員会（小諸市交通安全条例）
- ・小諸市労政審議会（小諸市労政審議会条例）
- ・小諸市商工業振興審議会（小諸市商工業振興条例）
- ・小諸市都市計画審議会（小諸市都市計画審議会条例）
- ・小諸市下水道使用料審議会（小諸市下水道使用料審議会条例）

- ・小諸市生涯学習基本構想策定審議会（小諸市生涯学習基本構想策定審議会条例）
- ・小諸市公民館運営審議会（小諸市公民館条例）
- ・小諸市働く婦人の家運営委員会（小諸市働く婦人の家条例）
- ・市立小諸図書館協議会（市立小諸図書館条例）
- ・小諸市立郷土博物館協議会（小諸市立郷土博物館条例）
- ・小諸市立小山敬三美術館運営委員会（小諸市立小山敬三美術館条例）
- ・市立小諸高原美術館・白鳥映雪館協議会（市立小諸高原美術館・白鳥映雪館条例）
- ・小諸市立藤村記念館協議会（小諸市立藤村記念館条例）
- ・小諸市スポーツ推進審議会（小諸市スポーツ推進審議会条例）
- ・小諸市水道料金等審議会（小諸市水道料金等審議会条例）

○規則

- ・小諸市部落差別等撤廃人権擁護審議会（小諸市部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例施行規則）
- ・小諸市隣保館運営審議会（小諸市隣保館条例施行規則）
- ・小諸市歯科保健推進協議会（小諸市歯科保健推進協議会規則）
- ・小諸市健康づくり推進協議会（小諸市健康づくり推進協議会設置規則）
- ・小諸市懐古園運営委員（小諸市懐古園運営委員規程）
- ・小諸市農村女性活動推進委員会（小諸市農村女性活動推進委員会規則）
- ・小諸市地籍調査推進委員会（小諸市地籍調査推進委員会規則）
- ・小諸市スポーツ推進委員（小諸市スポーツ推進委員設置規則）

○要綱

- ・小諸市福祉有償運送運営協議会（小諸市福祉有償運送運営協議会設置要綱）
- ・小諸市やさしいまちづくり推進協議会（小諸市やさしいまちづくり推進協議会設置要綱）
- ・小諸市保育所のあり方検討懇話会（小諸市保育所のあり方検討懇話会要綱）
- ・小諸市やさしいまちづくり推進協議会（小諸市やさしいまちづくり推進協議会設置要綱）
- ・小諸市高齢者福祉・介護保険事業等推進協議会（小諸市高齢者福祉・介護保険事業等推進協議会設置要綱）
- ・小諸市地域公共交通会議（小諸市地域公共交通会議設置要綱）
- ・小諸市地産地消推進協議会（小諸市地産地消推進協議会設置要綱）
- ・小諸市駅舎併設複合交流センター建設準備委員会（小諸市駅舎併設複合交流センター建設準備委員会設置要綱）
- ・小諸市まちづくり交付金事業評価委員会（小諸市まちづくり交付金事業評価委員会設置

要綱)

- ・小諸市青少年補導委員（小諸市青少年補導センター設置要綱）
- ・小諸市子ども読書活動推進計画策定委員会（小諸市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱）

（２）多様な人材の登用

①審議会等への女性の参画率の状況（平成25年4月1日現在）

- ・地方自治法第180条の5に規定されている委員会（教育委員会、選挙管理委員会など、執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会） 14.3%
- ・法律や条例等により設置されている審議会等 26.6%
- ・その他の審議会等 49.3%
- ・以上の合計 42.2%

（３）開催方法等に対する配慮

- ・「小諸市自治基本条例を考える市民討議会」のように夜間の開催としているものもありますが、十分な配慮がなされているとはいえません。

（４）会議の公開

- ・会議は、特別の事情がない限り、原則として公開としています。ただし、多くの審議会等では、会議の告知がなされていないのが実情です。

（情報公開及び説明責任）

第22条 市議会及び市の執行機関は、開かれた市政運営を行うため、市政に関する情報が市民との共有財産であることを認識するとともに、施策の企画、立案、実施及び評価の各段階において適切に情報公開及び情報提供を行い、市民に分かりやすく説明します。

【逐条解説】

市政に関する情報は、市民との共有財産です。施策の企画、立案、実施及び評価の各段階において、適切な情報の提供や公開を行い、説明することを、市議会と市の執行機関が果たす責務として規定しています。積極的な情報の発信による市民との情報共有を進め、また、文書の公開請求といった制度の活用により市民からの求めに適切に応じることも示しています。市民の知る権利に対応したものとなっています。

【取組事例等】

(1) 情報公開制度の運用

- ・小諸市では、「小諸市情報公開条例」を平成11年10月1日から施行し、市が所有する情報を、個人に関する情報等を除き原則として公開しています。
- ・情報公開制度の運用状況は、毎年度、「広報こもろ」6月号へ掲載しています。
- ・平成24年度の開示請求件数等の状況は、次のとおりです。

開示請求件数：54件

請求に対する対応状況：開示35件、部分開示6件、不開示13件

開示の方法：閲覧1件、閲覧と写しの交付6件、写しの交付34件

(2) 様々な手段による情報の提供（第5条の取組事例等に記述したものと同内容です。）

① 広報紙「広報こもろ」の発行

ア) 毎月発行版

- ・「広報こもろ」を毎月発行し、市政に関する情報をお知らせしています。

イ) 臨時版

- ・緊急を要する内容等については、「臨時版」を発行してお知らせしています。
- ・自治基本条例施行後に発行した臨時版には次のようなものがあります・

「小諸厚生総合病院の再構築」に関する市民アンケートの中間報告について

(平成22年1月28日発行)

「小諸厚生総合病院の再構築」に関する市民アンケートの調査結果について

(平成22年3月25日発行)

小諸市庁舎整備基本構想策定委員会からの市庁舎整備基本構想案の提出について

(平成23年1月13日発行)

市庁舎整備基本構想案の見直しについて (平成23年4月28日発行)

小諸市単独のごみ焼却施設建設について (平成24年8月9日発行)

② 市政広報テレビ番組の放映

「コミュニティテレビこもろ」を通じて、市政に関するテレビ番組の放映を実施しています。

ア) テレビ版広報こもろ

- ・広報掲載記事や市の重点事業などについて、市長や担当者などが出演して説明しています。(市議会の翌々月は、「こもろ市議会だより」を放映しています。)
- ・番組尺は1回あたり10分で、半月ごとに内容を更新しています。

イ) 市役所からのお知らせ

- ・CTKニュース「ふるさとの窓から」の中で、市からのお知らせをアナウンサーの読み上げにより放映しています。
- ・番組尺は1回あたり1分程度で、年間150回(週3回)放映しています。

③市公式ホームページによる情報提供

- ・市公式ホームページにより、市政に関する情報提供を実施しています。

④行政情報コーナーの設置

- ・市役所本庁舎1階に「行政情報コーナー」を設置し、各種の冊子類などを備え付けています。

⑤事業等に関する説明会・報告会の開催

計画の策定や事業の実施等にあたって、その内容を説明するため、説明会や報告会を開催しました。

ア) 小諸都市計画広場に関する説明会（平成23年5月）

- ・小諸都市計画広場（相生郵便局周辺整備）の決定に向けた説明会を、平成23年5月11日、小諸市コミュニティセンターで開催しました。

イ) 小諸厚生総合病院の再構築と市庁舎整備に関する市民説明会（平成23年8月～9月）

- ・現市役所敷地に小諸厚生総合病院と市庁舎の両方を建設する併設案に関する市民説明会を、平成23年8月30日、9月2日、4日、5日、6日の5日間、市内9か所で開催しました。（参加者：延504人）
- ・説明会の概要等は、市公式ホームページで公表しました。

ウ) 大手門公園整備内容説明会（平成23年9月）

- ・大手門公園の平成23年度整備内容に関する説明会を、平成23年9月12日、小諸市コミュニティセンターで開催しました。

エ) 小諸都市計画ごみ処理施設に関する説明会（平成23年9月）

- ・小諸都市計画ごみ処理施設の決定に向けた説明会を、平成23年9月16日、小諸市民会館で開催しました。

オ) 小諸都市計画区域マスタープランの変更に関する説明会（平成24年6月）

- ・小諸都市計画区域マスタープランの変更に関する説明会を、平成24年6月27日、小諸市コミュニティセンターで開催しました。

カ) 小諸市の重要課題に関する市民報告会（平成24年11月）

- ・平成24年7月に「新ごみ焼却施設」の小諸市単独建設を決断した経過、また、10月に「小諸厚生総合病院」について現市庁舎敷地一帯での再構築を決断した経過等に関する市民報告会を、平成24年11月6日、7日、9日の3日間、市内8か所で開催しました。（参加者：延341人）
- ・説明会の概要は、市公式ホームページで公表しました。

キ) 都市計画道路の都市計画の変更に関する説明会（平成25年2月）

- ・都市計画道路八千穂佐久線に係る都市計画の変更に関する説明会を、平成25年2月12日、小諸市コミュニティセンターで開催しました。

- ク) 市庁舎敷地一帯の整備に関する住民説明会（平成25年3月）
 - ・市庁舎敷地一帯での市庁舎や小諸厚生総合病院の整備に関する住民説明会を、平成25年3月22日、小諸市コミュニティセンターで開催しました。
- ケ) 小諸市新庁舎等基本設計報告会（平成25年4月）
 - ・市庁舎、図書館・コミュニティスペースの基本設計内容及び長期財政試算に関する報告会を、平成25年4月21日、ベルウィンこもろで開催しました。（参加者：約80人）
 - ・報告会の概要は、市公式ホームページで公表しました。
- コ) 新ごみ焼却施設の事業者決定までの取組みに関する説明会（平成25年5月）
 - ・新ごみ焼却施設の事業者決定までの取組みに関する説明会を、平成25年5月20日（延2回）、小諸市コミュニティセンターで開催しました。

⑥ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）による情報提供

- ア) 携帯電話メールマガジン
 - ・生活に密着した情報を、登録者の携帯電話へ「メールマガジン」として配信するサービスを、平成22年4月から実施しています。
 - ・ジャンルは、現在のところ、防災情報、イベント・観光情報、図書館情報の三つで、平成25年5月末の登録者は526人です。
- イ) ツイッター（Twitter）
 - ・平成21年8月から、ツイッター（Twitter）による情報提供を実施しています。
 - ・平成25年5月末のフォロワーは、3,838人です。
- ウ) フェイスブック（Facebook）
 - ・平成23年2月から、フェイスブック（Facebook）による情報提供を実施しています。

⑦ 出前講座の実施

- ・市職員が講師となり、市内公民館などの会場に出向いて、市の施策や業務内容を説明する「学びのまち・こもろ出前講座」を実施しています。
- ・平成24年度の講座数は74で、実施は32件、延1,356人が参加しました。
- ・平成25年度は、79の講座を用意しています。

⑧ 定例記者会見の一般公開

- ・年4回、定例市議会の前（2月、5月、8月、11月）に定期的開催している記者会見を、平成23年2月から一般に公開しています。

(応答責任)

第23条 市議会及び市の執行機関は、市民からの意見、要望等に対して迅速かつ誠実に応答します。

【逐条解説】

市民から寄せられる意見や要望等に対して、市議会や市の執行機関は、迅速かつ誠実に応答する義務と責任を負っていることを記しています。

【取組事例等】

市民からの意見、要望等に対して迅速かつ誠実に応答するよう心がけています。

(個人情報保護)

第24条 市議会及び市の執行機関は、個人の権利及び利益が不当に侵害されないことがないよう、適正に個人情報を取り扱います。

【逐条解説】

情報の提供や公開を積極的に行う中で、特に配慮しなければならないのが個人情報になります。個人の権利や利益が不当に侵害されないことがないよう、適正な取り扱いを規定しています。なお、詳細については、小諸市個人情報保護条例に規定されています。

【取組事例等】

(1) 個人情報保護制度の運用

- ・小諸市では、「小諸市個人情報保護条例」を平成11年10月1日から施行し、個人情報を適正に保護しています。
- ・個人情報保護制度の運用状況は、毎年度、「広報こもろ」6月号へ掲載しています。
- ・平成24年度末の個人情報取扱業務の登録件数は、233件でした。

(公聴手続)

第25条 市の執行機関は、市政に係る重要な施策を実施しようとするときは、事前にその案を公表し、市民が意見を述べる機会を設けます。

2 市の執行機関は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を公表します。

【逐条解説】

国で実施しているパブリックコメント制度と同様の制度となります。国では、その対象を法令等の設定、改廃や規制の設定等の限定的なものとしていますが、ここでは、市政に係る重要な施策と幅広く規定し、その案の公表と市民が意見を述べることができる機会の確保を規定しています。

第2項では、第1項により提出された意見について、その採否及び理由を公表するとし、施策の決定過程の透明性を確保する規定となっています。

意見募集の期間や公開の方法といった具体的内容については、今後、例規等を整備し制度を確立していきます。

【取組事例等】

(1) パブリックコメントの募集（第5条の取組事例等に記述したものと同内容です。）

計画の策定や事業の実施等にあたって、それらに市民の意見を反映させるため、パブリックコメントの募集を行いました。

①小諸市食育推進計画「こもろはす食育推進計画」（素案）に対するパブリックコメントの募集（平成23年1月）

- ・小諸市食育推進計画「こもろはす食育推進計画」の策定にあたり、平成23年1月、計画の素案について市民からパブリックコメントを募集しました。
- ・意見の提出は、ありませんでした。

②市庁舎整備基本構想（案）に対するパブリックコメントの募集（平成23年1月～2月）

- ・市庁舎整備基本構想の策定にあたり、平成23年1月～2月、構想の案について市民からパブリックコメントを募集しました。
- ・15人から意見の提出があり、「広報こもろ」平成23年4月号及び市公式ホームページで公表しました。

③第2次小諸市環境基本計画（素案）に対するパブリックコメントの募集（平成23年5月）

- ・第2次小諸市環境基本計画の策定にあたり、平成23年5月、計画の素案について市民からパブリックコメントを募集しました。
- ・3人から意見の提出があり、意見とそれに対する回答は、環境審議会で公表しました。

④小諸市暴力団排除条例（案）に対するパブリックコメントの募集（平成23年11月）

- ・小諸市暴力団排除条例を平成23年12月市議会定例会へ提案するにあたり、平成23年11月、条例の案について市民からパブリックコメントを募集しました。
- ・意見の提出は、ありませんでした。

⑤第1期低炭素まちづくり計画（案）に対するパブリックコメントの募集（平成25年1月～2月）

- ・平成24年12月に施行された「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、コン

パクトシティをめざした「第1期低炭素まちづくり計画」を策定するため、平成25年1月～2月、計画の案について市民からパブリックコメントを募集しました。

- ・1人から意見の提出があり、意見とそれに対する回答は、市公式ホームページで公表しました。

⑥小諸市第2次健康づくり計画（素案）に対するパブリックコメントの募集（平成25年3月）

- ・小諸市第2次健康づくり計画の策定にあたり、平成25年3月、計画の素案について市民からパブリックコメントを募集しました。
- ・1人から意見の提出があり、意見とそれに対する回答は、市公式ホームページで公表しました。

（行政手続）

第26条 市の執行機関は、市民の権利及び利益の保護を図るため、処分、指導、届出等の手続に関する事項を明らかにし、透明で公正な行政手続を確保します。

【逐条解説】

行政手続に関するルールを予め市民に明らかにすることにより、市民の権利利益の保護と行政の透明性を確保することを目的とした規定になります。

なお、行政手続に関する詳細は、小諸市行政手続条例に規定しています。

【取組事例等】

（1）行政手続条例に基づく手続きの透明化等

- ・小諸市では、「小諸市行政手続条例」を平成8年10月1日から施行し、小諸市の処分、行政指導及び届出に関する手続きについて、共通する事項を定めています。
- ・この条例に基づいて、行政手続の標準処理期間、申請に対する処分及び不利益処分に係る基準を定めています。

（他の自治体との連携）

第27条 市議会及び市の執行機関は、共通するまちづくりの課題の解決、事業の効率化、市民サービスの向上等をめざし、他の地方自治体との相互協力、連携に努めます。

【逐条解説】

市議会や市の執行機関は、自らの責任によって地域課題の解決に取り組むことが原則ですが、複数の市町村で取り組むことにより効率化が図られたり、市民サービスが向上したりする場合

があります。軽井沢町や御代田町と行っている共同事業などや姉妹都市など遠方の自治体との災害時の協力協定などがそれにあたります。ここでは、市単独では解決が難しい課題の解決などに向け、それぞれの自治体の特性に応じた役割により、連携、協力していくことへの努力を規定しています。

【取組事例等】

（１）広域連合

「広域連合」は、平成7年6月から施行されている制度で、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受入れ体制を整備するために設ける特別地方公共団体をいいます。

①佐久広域連合

- ・「佐久広域連合」は、平成12年4月1日、佐久圏域11市町村により発足し、消防署、老人ホーム等の運営を行っています。

②長野県後期高齢者医療広域連合

- ・「長野県後期高齢者医療広域連合」は、平成19年3月23日、県下全市町村の加入により発足し、後期高齢者医療制度の運営を行っています。

（２）一部事務組合

「一部事務組合」は、地方公共団体が事務の一部を共同で処理するために設ける特別地方公共団体をいいます。

①浅麓環境施設組合

- ・「浅麓環境施設組合」は、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町で構成し、し尿、浄化槽汚泥、生ごみ、下水道汚泥の処理を行っています。

②浅麓水道企業団

- ・「浅麓水道企業団」は、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町で構成し、水道用水の供給を行っています。

③小諸市外二市御牧ヶ原水道組合

- ・「小諸市外二市御牧ヶ原水道組合」は、小諸市、佐久市、東御市で構成し、御牧ヶ原地区における水道事業を行っています。

（３）小諸市・軽井沢町・御代田町三市町共同事業

- ・小諸市、御代田町、軽井沢町は、住民生活圏の広域化や住民ニーズの高度化等に対応するため、平成16年から、市町間の枠を越え、事業の効率化や経費の削減、多様なサービスの提供をめざして、三市町による共同事業を進めています。

(4) 佐久地域定住自立圏

- ・「定住自立圏」とは、中心市と日常生活圏に関わりの深い周辺市町村とが、相互に役割分担して連携・協力することにより、圏域全体での必要な生活機能の確保・強化を図り、将来にわたって住み続けることのできる「定住圏」をめざす取り組みで、平成24年1月12日、佐久圏域の11市町村と東御市により「佐久地域定住自立圏」が形成されました。
- ・平成24年2月10日、中心市である佐久市において「定住自立圏共生ビジョン」が策定され、「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」の三つの政策分野で具体的な取り組みが行われています。

(5) その他の主な連携

①佐久地域及びその周辺地域の地下水等水資源保全のための共同声明

- ・地域住民の共有の財産である水資源を守るため、平成23年12月26日、佐久圏域の11市町村と東御市、そして佐久水道企業団、浅麓水道企業団により、「佐久地域及びその周辺地域の地下水等水資源保全のための共同声明」の調印が行われ、地下水等の水資源の保全に協力して取り組んでいくこととなりました。

②浅間山火山防災対策連絡会議

- ・浅間山の火山災害に備え、平時から情報の共有を図るとともに、事前対策及び迅速・的確な初動対応に資することを目的として、長野・群馬両県、関係市町村及び防災関係機関による「浅間山火山防災対策連絡会議」が設置されています。

③災害時の相互協力・応援協定

災害時における相互協力・相互応援等のために、次のような協定を結んでいます。

- ア) 長野県消防相互応援協定
- イ) 佐久広域連合緊急消防援助隊規程
- ウ) 長野県市町村災害時相互応援協定
- エ) 姉妹都市災害時相互支援協定書（岐阜県中津川市、神奈川県大磯町、富山県滑川市）

④観光・産業分野での広域連携

観光・産業分野において広域的な連携を図るため、次のような組織が設置されています。

- ア) 長野県観光協会
- イ) 浅間山麓広域観光推進協議会
- ウ) 日本ロマンチック街道協会
- エ) 上信越ふるさと街道協議会
- オ) 小海線沿線活性化対策協議会
- カ) しなの鉄道沿線観光協議会
- キ) 長野県国際観光推進協議会

- ク) 佐久農業委員会協議会
- ケ) 19市農業委員会協議会
- コ) 浅麓地区農業用プラスチック処理推進協議会
- サ) 佐久浅間地区国際農業交流協議会
- シ) 佐久家畜畜産物衛生指導協会
- ス) 長野県グリーンツーリズム協議会
- セ) 佐久地域雑草イネ対策プロジェクトチーム
- ソ) 佐久森林林業振興会
- タ) 森林保全対策協議会
- チ) 小諸・佐久・立科鳥獣被害防止総合対策協議会